

## 「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について」 に対する質問・意見、回答

該当箇所 ページ 番号	項目等	御質問、御意見等の内容	回 答
P 1	4 負担区の概況 及び設定理由について	<p>以下のような理解でよろしいのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は第 26 負担区の一部として設定されていたが、現在に至るまで下水道工事は行われていなかった</li> <li>・その間は合併浄化槽などにより下水処理を行っていた</li> <li>・その後、本地区が市街化調整区域から市街化区域へと変更されたため、新たな負担区として受益者負担金を設定することとなった</li> </ul>	<p>本地区の北側、県道 165 号線に隣接する一部区域は、平成 28 年度に下水道工事が行われており、平成 29 年度に下水道の供用が開始されております。</p> <p>その他の区域については、お見込みのとおり浄化槽を使用しております。また、新負担区を設定する経緯につきましても、お見込みのとおりです。</p>
P 2	5 単位負担金額 について	<p>負担金対象事業費について</p> <p>様々な資源の高騰などにより、過去と同様の金額で下水道工事を行うのは難しいと思うのですが、今後の事業費の見通しはいかがでしょうか？</p>	<p>近年の国際的な原材料価格の高騰や円安による輸入コストの上昇、国際情勢の悪化に伴うエネルギー価格の高騰、従業員の賃金上昇等、様々な要因から建設工事に係る物価も上昇していくと見込んでおりますが、市の財政部門と事業費について協議しながら、事業を着実に進めてまいります。</p>

## 「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について」 に対する質問・意見、回答

該当箇所		御質問、御意見等の内容	回 答
ページ 番号	項目等		
P 3	別紙図面	<p>受益者負担を行う者について</p> <p>この地域は現在、農地や工場の敷地のようですが、宅地や商業施設などに転用されていくことが予想されるとして、受益者負担は現在の土地所有者が負うのでしょうか？それとも後日宅地や商業施設の所有者が負うのでしょうか？</p>	<p>受益者負担金は、下水道の工事が完了し、下水道の供用が開始された翌年度に賦課されます。そのため、その賦課時点で土地を所有している方にご負担していただきます。</p> <p>ただし、その土地に所有者以外の権利者（地上権者、使用借主、賃借人等）がいる場合は、土地の所有者と権利者とでどちらが受益者となるか相談して決めて、受益者負担金を納めていただくことになります。</p>